

議案第31号

石岡市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を制定
することについて

石岡市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、デイサービスセンターの対象者を改正するため。

石岡市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

石岡市デイサービスセンター条例（平成18年石岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「平成11年厚生省令第36号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加え、同条第3号を削り、同条に次の2項を加える。

2 施行規則第140条の62の4第3号の規定に基づき、要介護認定を受ける日以前に前項各号のいずれかに該当する者で、既にデイサービスセンターを利用している者は、要介護認定を受けた日以後も従前同様のサービスを継続して利用することができるものとする。ただし、継続して利用できる期間は、要介護認定日から最長2箇月間とする。

3 指定管理者は、前項に規定する利用期間について、特に必要があると認める場合は、市長の承認を得て、利用期間の延長を行うことができるものとする。

第12条中「介護予防・日常生活支援総合事業の利用者負担金は、利用者が」を「利用者は、」に改め、「指定管理者に」を削り、「いう。）として」の次に「、指定管理者に」を加える。

別表中「介護保険法施行規則」を「施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。